

阿久根市インフルエンサーコラボプロモーション事業実施業務委託
公募型プロポーザル実施要領

このプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、阿久根市が実施する「阿久根市インフルエンサーコラボプロモーション事業実施業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関し、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めたものである。

1 本業務の概要

(1) 業務名

阿久根市インフルエンサーコラボプロモーション事業実施業務委託

(2) 本業務の目的

本業務は、国内外問わず広く市の魅力を発信し、「行ってみたい」「住んでみたい」と思われるような、地域性や慣習に捉われない、強い発信力をもって市の魅力をPRするため、SNSや動画配信サービスなどのメディアで活躍する活動者（以下「インフルエンサー」という。）とタイアップしたウェブ広告等を打ち出し、市の観光地や特産品などの魅力を全世界に広く発信することで、阿久根市の知名度を向上させることを目的として実施する。

(3) 本業務の内容

別紙1「阿久根市インフルエンサーコラボプロモーション事業実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行場所

阿久根市内一円

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

2 提案限度額

6,225 千円（消費税及び地方消費税含む。）

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を全て満たしているものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 本市の物品の購入等に係る入札参加資格者名簿において、以下の分類に登録されていること。

【大分類】349（広告・広報）、【小分類】001（広告代理）

(3) 本市の物品購入等有資格業者の指名停止措置を受けている者でないこと。

(4) 市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等を滞納している者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続の開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続の開始申立てをしている者でないこと。

- (6) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 本業務を履行する体制を有し、契約期間中において本市と円滑な連絡調整が迅速かつ適切に行えること。

4 スケジュール

実施内容	日程
公募開始	令和 7 年 7 月 17 日（木）
質問書の受付開始	令和 7 年 7 月 18 日（金）
参加資格確認申請書の提出期限	令和 7 年 7 月 24 日（木）
参加資格確認結果の通知	令和 7 年 7 月 25 日（金）
質問書の提出期限	令和 7 年 7 月 31 日（木）
質問に対する回答	令和 7 年 8 月 1 日（金）
企画提案書提出期限	令和 7 年 8 月 4 日（月）
プロポーザル方式候補者選定審査会	令和 7 年 8 月 5 日（火）
審査結果の通知	令和 7 年 8 月中
審査結果の公表	令和 7 年 8 月中
契約締結	令和 7 年 8 月中

5 質問の受付及び回答

質問は、実施要領及び仕様書の内容に関するものに限り受け付けるものとする。

(1) 提出方法

電子メールに質問書（第 1 号様式）を添付して、以下のとおり提出すること（電話や口頭での質問は受け付けない。）。

【メール件名】 事業実施業務に係る質問書（事業者名）

【送信先アドレス】 furunou@city.akune.kagoshima.jp

また、送信後は、受信状況を電話で確認すること。（鹿児島県自治体情報セキュリティクラウド及び市のスパムメール対策システムにより、電子メールが到達しないことがあるため。）

(2) 提出期限

令和 7 年 7 月 31 日（木）午後 5 時 15 分（必着）

(3) 質問に対する回答

令和 7 年 8 月 1 日（金）午後 5 時 15 分までに電子メールで回答する。

6 応募方法等

(1) 参加資格確認申請書

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル方式参加資格確認申請書（第2号様式）
- (イ) 誓約書（第3号様式）
- (ウ) 納税証明書（※阿久根市に納税義務がある場合）

イ 提出方法

郵送又は持参で提出すること。（電子メール又はFAXでの提出は不可。）

ウ 提出先

「10 連絡先・提出先」に示す部署

エ 提出期限

令和7年7月24日（木）午後5時15分（必着）

オ 参加資格確認結果の通知

参加資格の有無を令和7年7月25日（金）までに通知する。

参加資格を有している場合、企画提案書を提出すること。

(2) 企画提案書

ア 作成方法

提出書類は、原則として日本工業規格A4判サイズで作成すること。

イ 提出書類及び部数

以下の書類を各1部提出すること。

なお、書類ごとにインデックス等により見出しを貼付し、A4縦型フラットファイル等に左綴じとすること。

(ア) 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、仕様書に示す業務内容について具体的に提案するものとし、あわせて、以下の項目を必ず記載すること。

- ・ 履行実績（同種・類似案件の実績）
- ・ 実施体制
- ・ 工程表

(イ) 予算見積書（任意様式）

(ウ) 法人等の概要調書（別記第4号様式）

ウ 提出方法

郵送又は持参で提出すること。あわせて、提出書類一式のデータ（PDF形式）を電子メールにて提出すること。

エ 提出先

「10 連絡先及び提出先」に示す部署

オ 提出期限

令和7年8月4日（月）午後5時15分（必着）

カ その他

- (ア) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (イ) 提出された書類の内容を変更すること、また、提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (ウ) 提出された書類は返却しない。

- (エ) 提出された書類は必要に応じて複写することがある。
- (オ) 提出された書類は情報公開の請求により阿久根市情報公開条例（平成 13 年阿久根市条例第 15 号）の規定に基づき、その全部又は一部を公開することがある。

7 審査

(1) 審査方法

審査基準に基づき、以下の審査を行い、全審査員の合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

なお、提案者が 1 者の場合は、企画提案書のみによる書類審査とする。

ア 企画提案書の審査

イ プレゼンテーション審査

- (ア) 日程は令和 7 年 8 月 5 日（火）を予定している。詳細は後日、通知する。
- (イ) 持ち時間は、プレゼンテーションで 20 分以内、質疑応答で 15 分以内とする。
- (ウ) 他の提案者のプレゼンテーションの傍聴（入室）は認めない。
- (エ) プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書のみを使用して説明することとし、追加資料の配布は認めない。

(2) 審査基準（審査項目、配点）

別紙 2「阿久根市インフルエンサーコラボプロモーション事業実施業務委託公募型プロポーザル審査基準」のとおり

8 審査結果の通知及び公表

審査結果については、文書により通知する。また、以下の項目について阿久根市ホームページに公表する。

- ・ 業務等の名称等
- ・ 候補者の商号又は名称及び所在地
- ・ 審査結果一覧表（提出者名は除く。）

9 契約手続

受託候補者と令和 7 年 8 月下旬に契約締結の手続を行う予定である。

10 連絡先・提出先

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地
阿久根市役所商工観光課ふるさと納税推進係
担当：小山（おやま）
電話：0996-73-1144
電子メール：furunou@city.akune.kagoshima.jp